

令和5年度第10回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については●で消しています

令和5年度第10回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和6年2月1日(月) 13:30～

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	工事完了報告書について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

会長	それでは令和5年度第10回川本町農業委員会総会を開催いたします。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いします。
事務局	本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。
会長	議事録署名委員の指名をおこないます。2番釜田委員さん、5番浅原委員さんをお願いします。よろしいですか。
2.5番委員	はい。
会長	本日の議事日程ですが、審議していただくのは議案3件、報告事項2件ございま

で、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長

事務局より説明がございましたが、●●委員さんと●●委員さんは調査報告をお願いします。

●●委員

近くまで行きましたが、まず道線がございません。急斜面で山の一部となっており、現地に到着するまで時間がかかり機械は入らないですし、人が何とか歩いては行けますが農地としては無理ではないかと思えます。

●●委員

同じ意見ですが、いまさら重機を入れたところでどうにも出来ないですし、地形からして農地は無理だと思います。

会長

何かご意見・ご質問等ございませんか。●●さんは●●番地を耕作するお気持ちがあるのでしょうか。

事務局

2筆は耕作されますが、この地番に関しては保留でした。

会長

それでは●●番地については、非農地証明でご了承ということによろしいですね。続きまして番号2の説明をお願いします。

事務局

こちらも継続審議の案件です。番号2、譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●●●●●さんです。前回、許可を受けようとする土地を●●さんがエゴマの栽培で利用権設定されており、取り扱いをどのようにするべきかということで継続審議となりました。

農地の貸し借りをしているところで所有権移転をする場合は、賃貸借だと引き続き主張して耕作することが可能ですが、使用貸借の場合は、新しい所有者に対して耕作する権利を主張できないとなっております。●●さんと話をさせていただきましたが、いったん●●さんと利用権設定の解除をおこない、所有権移転後、新たに●●さんと利用権設定をおこないたいと伺っております。そのようにさせていただけたらと思えますがいかがでしょうか。

会長

農地法でいけば全部耕作要件というのがあります。解除して所有権移転後すぐ利用権設定をするとすると、この場合は耕作要件に合致しないのではないのでしょうか。3年くらい耕作をされてから利用権設定をされるなら分かりますが。

事務局

●●さんは全部の農地を貸すのではなく、一部は自ら耕作をされる予定です。

会長

農地法第3条の要件の中の全部耕作要件というのは、●●さんが自ら耕作をしなければいけないということではないのでしょうか。取得後、他の方に耕作してもらってもいいという許可要件なら構いませんが、そのあたりどうなのでしょう。

●●委員

現在、●●さんが耕作されておられますが、所有者が●●さんになった場合、●●さんに貸す前に、しばらくは●●さんが耕作しなければいけないということですか。

事務局

会長が言われているのは、そういうことだと思います。3年は●●さんが耕作しなければ貸せないということだと思います。私もそこまで調べていないので一部でもいいのかどうかお答えしかねます。

会長

事務局が即答できないということですが、農業委員は農地法に基づいてやらなければいけないので、事務局は確認をしてもらい継続審議とさせていただきます。続きまして、番号3の説明をお願いします。

事務局

番号3、譲渡人は●●●●●さん、譲受人は息子さんの●●●●●さんで、所有権移転の継続審議の案件です。前回、年間150日以上農作業に常時従事するというのがあり、ご本人に確認したところ年間150日は難しいということでした。現状の農地法では、許可が厳しいのではないかと思います。許可が厳しければその旨をお伝えし、取下願を提出していただこうと思います。

会長

番号3については、採決はせずに常時従事要件が難しいのではないかと思いますので、申請者にお伝えしていただきたいと思います。

それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは説明をします。資料20頁をご覧ください。利用権の設定をおこなう方は●●●●●在住の●●●●●さん、設定を受ける方は、●●地区在住の●●●●●さんです。利用権を設定する土地は、大字●●●●●番●外3筆、地目は田、総面積●●●●●㎡です。利用権の設定期間は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間で使用貸借の無償です。

場所につきましては、資料22頁をご覧ください。●●●を過ぎ、●●方面へ行く川向かいに農地がございます。

現地につきましては、●●委員、●●委員さんと現地確認をおこない、資料23頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で説明を終わります。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、現地調査報告をお願いします。

●●委員

牧草の種が蒔いてあり、間違いなく耕作をされておられ、問題は無いです。

●●委員

現地確認写真を見て分かるように周りもきれいにされており、若い方ですし良いのではないかなと思います。

会長

何かご意見・ご質問等ございませんか。無いようでしたら議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について、承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

全員挙手ということで承認いたします。続きまして、報告事項に移ります。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明します。資料2頁をご覧ください。申請者は●●地区在住の●●●●●さんで（故）●●●●●さんの夫です。田1筆、畑3筆、総面積●●●●●㎡を相続されました。●●さんのご自宅付近の川の近くに田畑がございます。

会長

何かご意見・ご質問等ございませんか。無いようでしたら受理してよろしいでしょうか。

一同異議なし

会長

続きまして報告第2号 工事完了報告書について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号 工事完了報告書について、ご説明します。資料24頁をご覧ください。令和6年1月11日付けで●●●●●●●●●●より工事完了報告書が提出されました。事業の名称は●●●●●●携帯電話用無線基地局の建設です。●●の●●さんの農地でコンクリート柱と付帯設備の設置が完了したと報告を受けております。報告が遅くなったことにつきましては、事務局より伝えたところ申し訳なかったと謝罪がございました。

場所につきましては、資料26頁をご覧ください。●●の集会所の方へ行く道に三叉路があり、その付近でございます。

現地につきましては、●●委員と●●委員と一緒に現地確認へいっており、資料27頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で説明を終わります。

会長

現地へ行かれた●●委員さんと●●委員さんは、何か問題点はございませんか。

●●●委員

特に何もございません。

会長

それでは報告第2号 工事完了報告書については、受理してよろしいでしょうか。

一同異議なし

会長

異議なしということで報告第2号については、受理いたします。以上、本日提出された議案・報告事項の審議が終わりました。「その他」について、何かございますか。

「その他」

◇次回総会の開催日について

令和6年2月29日 13:30～大会議室

以上を持ちまして令和5年度第10回川本町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
